

第 6 章 史跡の保存(保存管理)

1. 保存管理の方向性

1. 基本方針（3）保存管理の基本方針 P131 を整理

史跡百舌鳥古墳群の本質的価値を構成する要素を適正に保存し、次世代へ確実に継承するために、地理的に分かれた各古墳について、その特性に応じて、基本方針に基づいて適切な保存管理を行うとともに、隣接する古墳や古墳群の群として意識できるよう、保存管理を行う。具体的には史跡を構成する古墳としての諸要素を明確にし、史跡の状況に応じて地区区分を設定し、地区ごとに適した保存管理の方針と方法を示す。また、史跡を構成する諸要素や管理状況をもとに、各古墳の史跡の現状変更の取り扱いを定めるとともに、所有者の意向を尊重しつつ公有化、追加指定に取り組み、周辺環境の保全に努める。

なお、古墳ごとに異なる構成要素について、基本方針に加えて個別に管理を行う必要がある事項については、各古墳の保存管理の項に示す。また、植生管理についても古墳ごとに基本方針を定めて保存管理を行う。

本来、文化財保護法は文化財を保存し、かつ、その活用を図り、継承をもって国民の文化的向上に資することを目的としたものであり、文化財の保存が適切になされることを原則としている。そのうち史跡はその場を所有し生活している住民が存在することも事実であり、その空間での住民生活もまた尊重されなければならない。従って史跡の現状に変更が生じる場合には文化財の保存と住民生活との調整を図りつつ、適切に行われる必要がある。また、史跡の保護にあたっては個々の史跡において歴史的経緯等の状況が異なるため、史跡ごとに条件に対応する必要がある。

2. 保存管理の方法

本質的価値の保存にあたっては、

- 学術的調査を継続して行い遺構の遺存状況を踏まえて、史跡の本質的価値を構成する諸要素を把握しその保存を図る。
- 史跡指定地は、所有者の意向を尊重しながら順次公有化を進める。特に、遺構・遺物が依存する範囲は早期かつ優先的に公有化することを目指す。
- 確実な保存管理を行うために、適切な整備活用に関する方策を確立し、施策を進める。
- 史跡に与える周辺開発等人為的な影響や台風などの自然災害を想定し、保全方法を定める。
- 関係諸機関、地域との連携を図り中世から現代に付加された様々な利用形態などとの調和を図りつつ、史跡としての価値を維持する。
- 現状変更等の取扱い基準に従って保存管理を行う。文化財保護法第 125 条第 1 項に基づき、史跡指定地内において現状を変更する行為を行う場合、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合を除

き、文化庁長官の許可が必要となる。ただし、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項に定められる行為については、文化庁長官に代わり堺市が処理を行う。

(1) 具体的な保存管理の手法

3. 地区区分 P156 を整理

① 日常的な管理方法

史跡指定地の保存管理は、現状では、それぞれの所有者が適切に実施することを基本とする。現在の史跡指定範囲の大部分は堺市の所有であるため、日常的な維持管理は所有者である堺市文化財部局で行いつつ、地域の人々や関係部局と共同・連携して一体的な維持管理の方策も検討し、文化財保護法に基づく管理団体を目指す。

保存管理の方法として、史跡指定地区と史跡指定に努める地区並びにその周辺地区を分け分類し、個別の地区の状況に合わせた現状変更等の明確な取扱い基準を設け保全等の指針を示すとともに史跡周辺における文化財の保存はいうに及ばず自然環境・景観の保全・形成の指針を検討するものとする。

② 保存管理のための地区区分

将来にわたって適切な保存管理を行うにあたり、個々の史跡において状況が異なるため、統一的・画一的に管理することは難しく、古墳ごとに状況・条件に対応する必要がある。そこで、それぞれ地区区分を設定し、地区に応じた保存管理を実施するものとする。具体的には史跡を構成する各古墳では、史跡指定地内は以下の 2 つの地区に区分し、それぞれ保存管理の方法及び現状変更の取扱い基準を定め、住民生活との調整を図りつつ適切に保護を行う。

第 1 種地区： 史跡の本質的価値の保存・活用以外の現状変更を認めない指導をする地区で、墳丘と周濠や外堤の公有地部分。

第 2 種地区： 史跡指定地内の遺構の保存を前提とし、現状の利用状況に配慮する地区で、墳丘と周濠や外堤の主として民有地部分。

なお、将来的に所有者の同意を得て、公有化した際には第 1 種地区として取扱う。

また、史跡指定地の外側に当該古墳の墳丘や周濠などが広がる場合には、本来史跡と一体的な管理が必要であるため、第 3 種地区を設定する。

第 3 種地区： 周知の埋蔵文化財包蔵地として本質的価値の状況把握に努める地区で、その結果をもって将来的に指定拡大などの措置により保存を検討する地区。今後、第 3 種地区の外側で、遺構の分布や保存状況などが判明した時点で周知の埋蔵文化財包蔵地とともに第 3 種地区の範囲拡大を図る。なお、鉄道などの施設で、史跡としての管理が困難な範囲については第 3 種地区から除外している。

善右エ門山古墳については、いたすけ古墳に付随する古墳であることから、一体的に管理することを目的に、古墳の東側敷地といたすけ古墳の堤の部分第 3 種地区とする。

また、史跡範囲に接する、公園や公園用地などの公有地については、古墳と連続した緑地や園地などの整備や活用を図るため、関係部局と連携、協議を行い、古墳の景観に配慮した保存活用に努める。

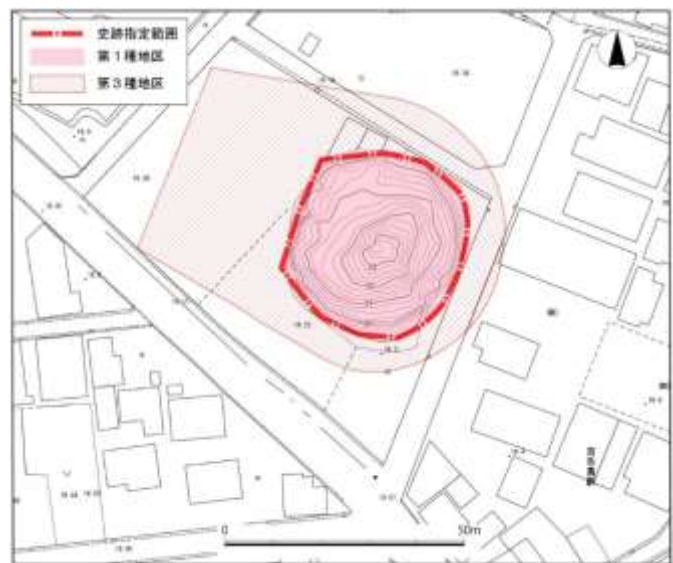
①いたすけ古墳



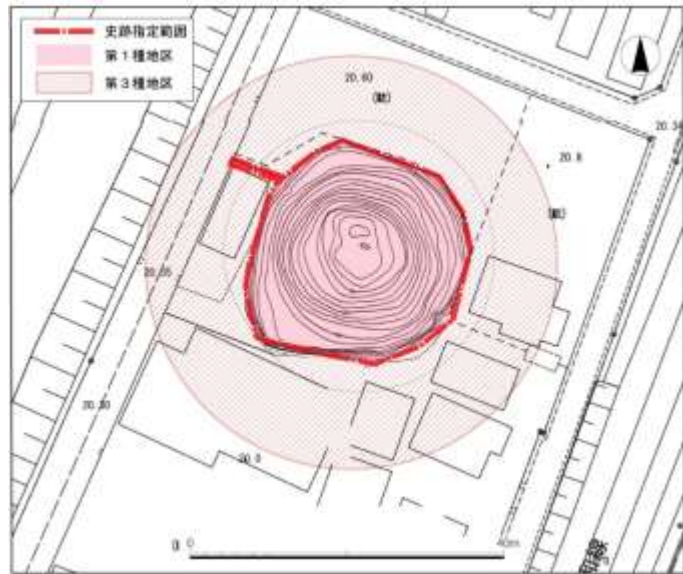
②長塚古墳



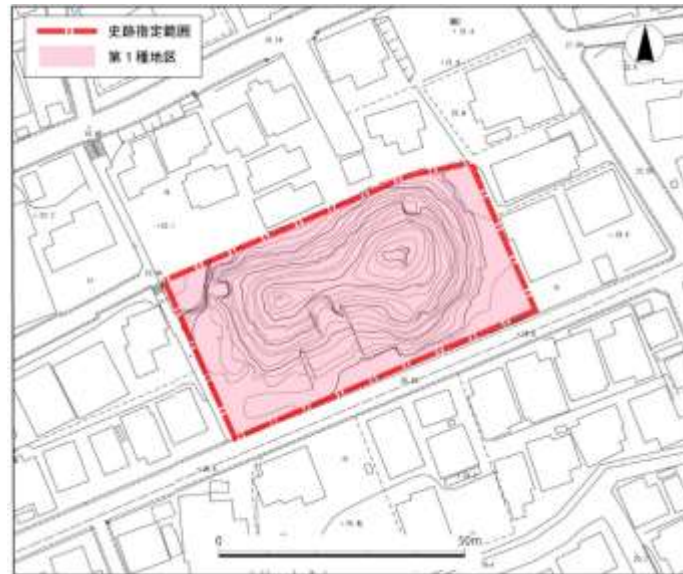
③収塚古墳



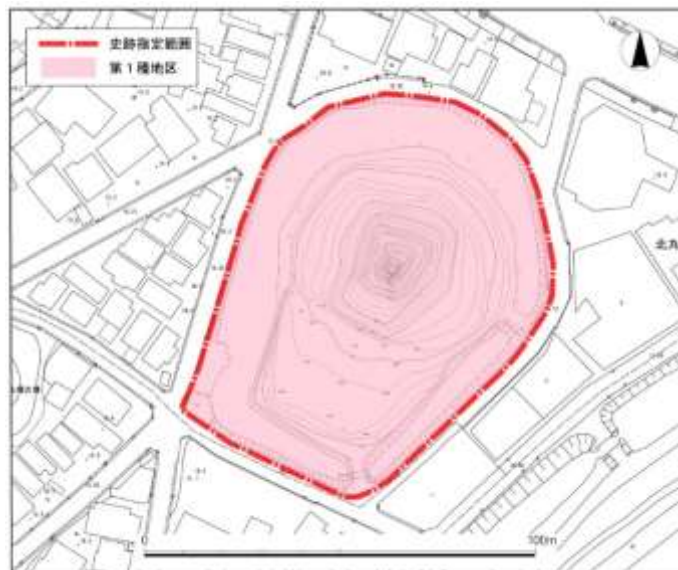
④塚廻古墳



⑤文珠塚古墳

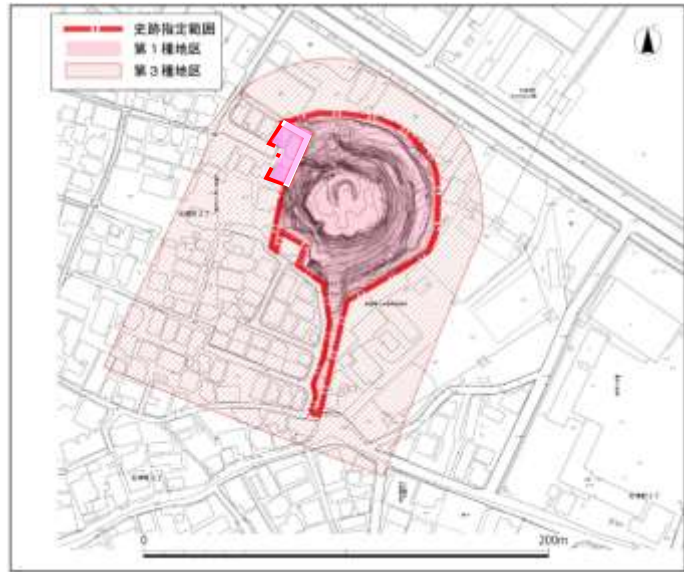


⑥丸保山古墳



⑦乳岡古墳

追加指定範囲の追加 (第1種地区)



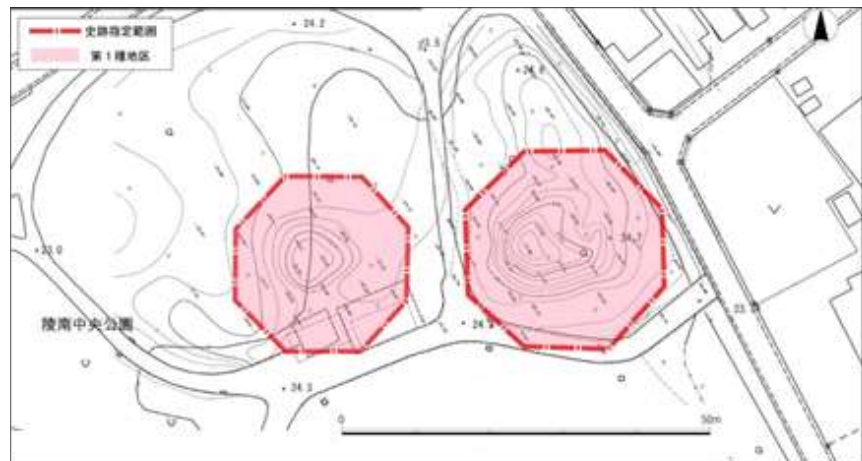
⑧御廟表塚古墳

第2種地区→第1種地区

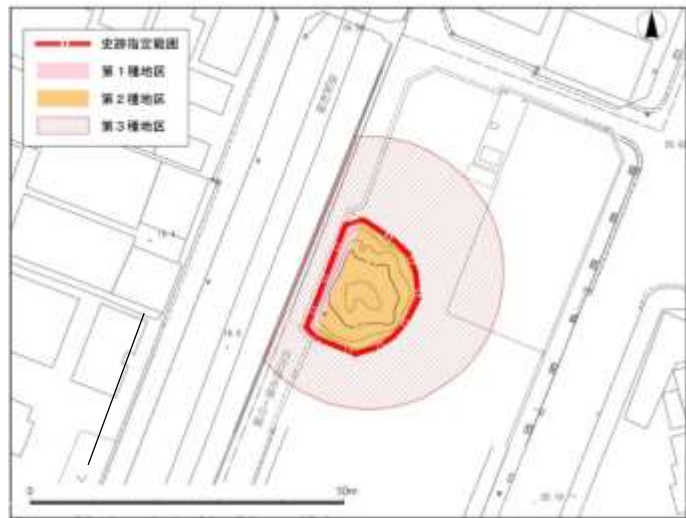


⑩正楽寺山古墳

⑨ドンチャ山古墳



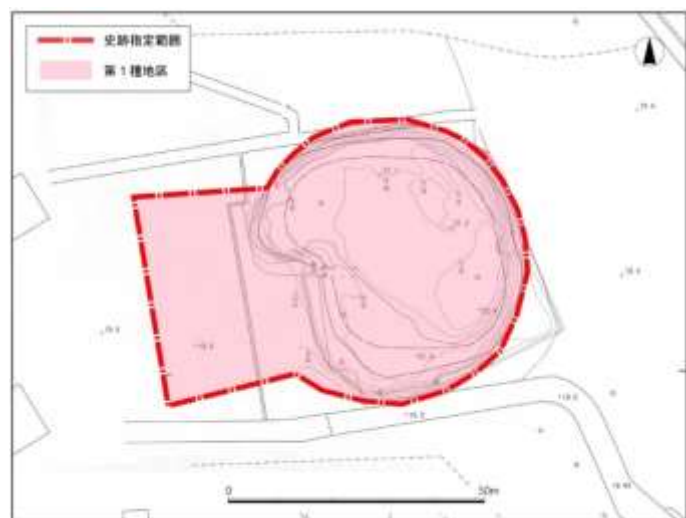
⑪鏡塚古墳



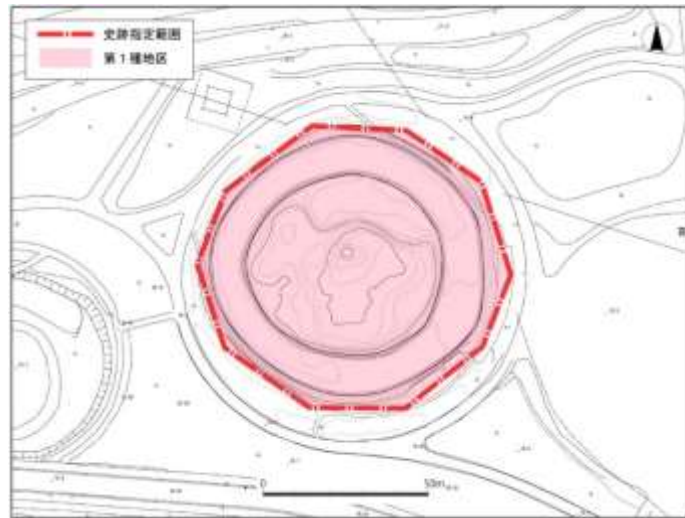
⑫善右エ門山古墳



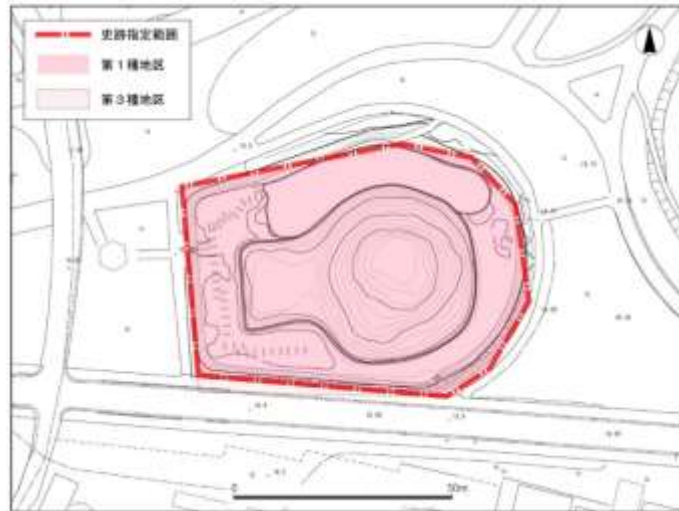
⑬銭塚古墳



⑭グワシヨウ坊古墳



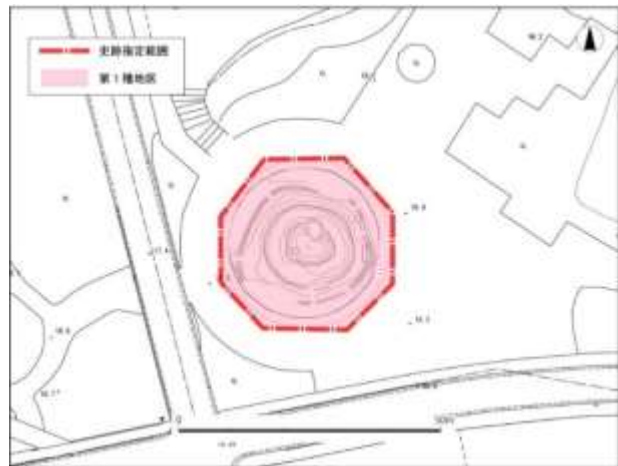
⑮旗塚古墳



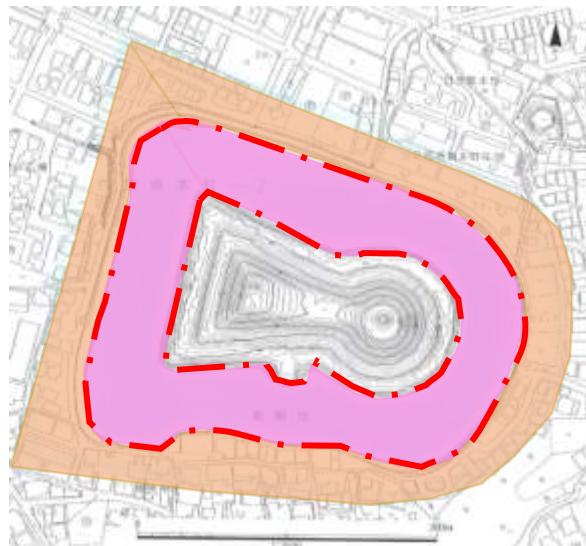
⑯寺山南山古墳



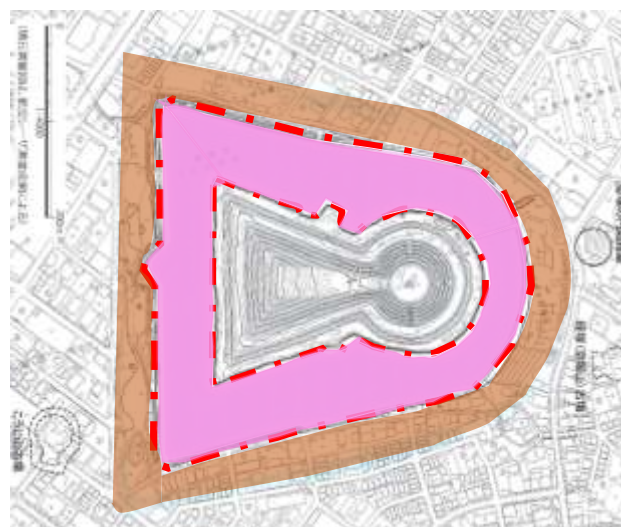
⑰七観音古墳



⑱御廟山古墳内濠



⑲ニサンザイ古墳内濠



③地区ごとの保存管理 (保存管理計画 P166)

史跡百舌鳥古墳群を保存し、次世代へ確実に継承するために、地理的に分かれた各古墳について、その特性に応じて、基本方針に基づいて適切な保存管理を行うとともに、隣接する古墳や古墳群の群として意識できるよう、保存管理を行う。また、植生管理は、史跡指定地における維持管理の主要を占め、かつ重要な行為であり、旧計画策定時に一般的な植生管理(日常的な維持管理や危険木の除去、樹林管理、植栽、伐採・剪定)を定めている。

古墳ごとに異なる構成要素について、基本方針に加えて個別に管理を行う必要がある事項については、各古墳の保存管理の項に示す。

○地区ごとの基本的保存管理(一般事項) (保存管理計画 P 166・167 を整理)

	第 1 種地区	第 2 種地区
史跡本来の価値を構成する諸要素	墳丘、葺石、埴輪列、埋葬施設、周濠、地下に埋蔵	されている遺構・遺物
史跡本来の価値に密接に関わる諸要素	墳丘上樹木 墳丘上地被類、史跡標柱 説明板、フェンス、門扉、擁壁、護岸、縁石、土留めブロック、管理用通路、植生マット、防草シート、排水施設	
関連のない諸要素	傾斜木・枯損木、竹林、植栽、外来生物、園路、パーゴラ、照明灯配管、コンクリート構造物、擁壁、資材、井戸、校区掲示板、物置、祠、照明灯、旧住宅ネットフェンス、ブロック塀	
保存管理の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡本来の価値を構成する諸要素の保全を図るため、適切な保存管理を行うとともに、史跡指定地の環境及び周辺と一体となった景観の保全を図る。 ・景観の向上に努める。 ・公開を前提とした保存管理を行う ・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、必要に応じ保存措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者の意思を尊重しながら、史跡として適切な保存管理を行う。 ・公有地となった場合は、第 1 種地区に基づいた保存管理を行うものとする。
保存管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根系等が、史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、史跡の保全を優先した対策をとるものとする。 ・史跡がき損若しくは衰亡している場合には、必要に応じ、調査成果等を踏まえて、適切な修理・復旧を行う。 ・防災等の対策にあたっては、極力、地形の変更を避けるものとする。 ・柵や擁壁等工作物の設置が不可避である場合は、史跡への影響を最小限に抑え、かつ史跡としての環境及び景観に配慮した工法をとる。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修にあたっては、堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の指導・助言を踏まえながら、その必要性と設置場所を十分検討するとともに、史跡への影響を最小限に抑え、史跡としての環境及び景観に配慮した上で行うものとする。 ・地形等を維持し、環境の保全に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根系等が、史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、史跡への影響を最小限に抑え、かつ景観に配慮した対策を検討する。

史跡指定地全般に関わる植物の一般的な管理内容、その方法

日常的な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木が繁茂し、墳丘の見通しが悪くならないよう必要に応じて剪定、刈込みを実施する。 ・ 草地では、高茎草本、つる植物、低木などが繁茂しないように、また、荒地雑草の繁茂を抑制し、草丈を可能な限り低く維持するために、適宜、刈取除草を実施する。 ・ 史跡指定地の歴史性にそぐわない植栽などについては、段階的に除去を行う。更に、特定外来生物については、蔓延しないように適宜除去する。 ・ 倒木が確認された場合には史跡指定地の風致の保護や災害回避の観点から、史跡外へ搬出することを原則とする。 ・ 草本に混じり発生する実生の低木は、適宜伐採を行う。
危険木の除去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹や枝が枯損した樹木については、必要に応じて枝おろし又は伐採を行う。 ・ 主幹が著しく傾斜し、転倒の恐れがあると判断される樹木については、伐採を行う。 ・ 落下の危険性が高いと判断される枝は、必要に応じて枝おろしを実施する。 ・ 周濠の水による表土の流亡が著しく、根系が露出している樹木は伐採を行う。 ・ 根系の除去が、遺構の保存に悪影響を及ぼす可能性のある場合には、根系が枯損・腐朽した後に除去を行う。
樹林管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹林管理は、各古墳の植生調査の結果を踏まえて実施する。 ・ 樹林の立木密度が過密であり、林床植生が未発達な場合には、計画的に択伐を行う。 ・ 林床の低木やササ類が繁茂する場合には、公開活用や景観保全の観点から、必要に応じて下草刈りを適宜実施する。 ・ 竹林は、根などの影響で墳丘や遺構が損壊を受けると判断される場合に、遺構の保存を前提に伐採・伐根を検討する。それ以外は、現状以上に分布が拡大しないよう、必要に応じて間伐や辺縁部における伐採を行う。 ・ 伐採は、眺望や密度などを確認しながら、専門家の指導のもとで実施する。
植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修景や緑陰の確保、周辺の建築物や工作物の遮蔽、裸地の緑化などを目的として必要に応じて植栽を施す。 ・ 植栽にあたっては、遺構の保存に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、地域の気候風土に適合した在来種の利用に努める。
伐採・剪定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の高木化が進展することで、景観木となる良好な樹木の生育が認められず、林床植生が未発達な場合、墳丘遺構の保全を図るため墳丘樹木を伐採し下草の育成を助長し、墳丘の保存を図る。 ・ 古墳群としての眺望景観の創出や墳丘の視認化など、百舌鳥古墳群及び古墳の特性を活かした特徴的な植生環境の実現のために、各古墳の植生調査の結果をもとに方針を定め、伐採・剪定など植生管理を実施する。